会議開催のお知らせ

令和８年度盛岡ブランド推進会議を次のとおり開催します。

令和８年 11 月２日

盛岡ブランド推進会議

1　開催日時

令和８年 11 月 26 日（木）午後１時 30 分から

2　開催場所

盛岡市役所別館４階 403 会議室

3　内容

(1) 報告事項

第２期盛岡市シティプロモーション推進計画の進捗状況

(2) 協議事項

議案第１号　盛岡ブランド表彰「もりおか暮らし物語賞」

議案第２号　盛岡市シティプロモーションに係る推進体制

4　傍聴定員

３名

5　傍聴の可否及び手続き

(1) この会議は一部傍聴することができません。傍聴できない部分は次のとおりです。

「議案第１号　盛岡ブランド表彰「もりおか暮らし物語賞」」の部分

(2) 傍聴できない理由は、次のとおりです。

議案第１号には「もりおか暮らし物語賞」の受賞者の選考に関する情報が含まれており、盛岡市情報公開条例第７条第４号に該当するため。

(3) 傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行いますので、午後１時 20 分までに会場においでください。

なお、開催時刻以降は、入室できない場合があります。

(4) 傍聴を希望する方が多い場合は、先着順により傍聴者を決定します。

6　問い合わせ先

盛岡市市長公室企画調整課都市戦略室

担当：千葉（ちば）　TEL：019-613-8370

盛岡ブランド推進会議傍聴要領

盛岡ブランド推進会議

1　傍聴する場合の手続

(1)　会議の傍聴を希望する方は、会議の開始予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

(2)　傍聴の受付は、会議の開始予定時刻の10分前から先着順で行い、定員になり次第受付を了します。

(3)　会議の開始予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

2　会議の秩序の維持

(1)　傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。

(2)　傍聴者が、会議を傍聴する際に守っていただく事項に違反したときは注意し、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

3　会議を傍聴する際に守っていただく事項

会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

(1)　会議の開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。

(2)　騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨げないでください。

(3)　会場において、飲食又は喫煙しないでください。

(4)　許可を得ないで、会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。

(5)　その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為を行わないでください。